R7 年度　新２号（1 号の預かり保育無償化対象）の認定証をお持ちの方へ

施設等利用費請求書の提出方法は市ごとに異なります。また、記入の際のよくある間違い例を記載していますのでご確認お願いします。

【加古川市の方】

加古川市への連絡便がありますので園を経由して市へ提出します。新２号の方が施設等利用料の支給を受けるには、「施設等利用費請求書」を下記の方法にて園へご提出下さい。

・「施設等利用費請求書」（市 HP からダウンロード可）の利用料欄には、延長料金をご記入下さい。毎月のお引き落とし明細に延長料金の記載がありますので、明細をご確認のうえ、各月の延長料金を該当部に記入して下さい。

・初めて「施設等利用費請求書」を提出する場合は、「口座登録申請書」と「銀行口座のコピー」も一緒に提出して下さい。

※「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書」と「特定子ども・子育て支援提供証明書」は園側で請求書に添付して市へ提出します。手続きの流れとしては、保護者：「施設等利用費請求書」を園に提出→園：必要な証明書類を添付し、市へ送付→市：後日指定の口座に請求額（上限あり）の振込となります。

※円滑な支給にむけ、締切日をお守り下さい。

※施設等利用料の支給額には上限があります。（詳細は加古川市 HP 参照）

「施設等利用費請求書」園への提出締め切り日

２０２５年４月御利用分～６月御利用分　　７月１７日締め切り

２０２５年７月御利用分～９月御利用分　　１０月１７日締め切り

２０２５年１０月御利用分～１２月御利用分　１月１９日締め切り

２０２６年１月御利用分～３月御利用分　　４月１７日締め切り

※締切日は、締め切りの直近の月毎のおたよりにて再度お知らせします

【他市の方】

※「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書」と「特定子ども・子育て支援提供証明書」は口座振替後、連絡ケースへ同封致します。（延長料金が発生している月のみ 22 日前後にお渡しします。）保護者様にて各市へ持参もしくは送付をお願いします。

※施設等利用料の支給額には上限があります。（詳細は各市町村へご確認下さい。）

お引き落とし明細

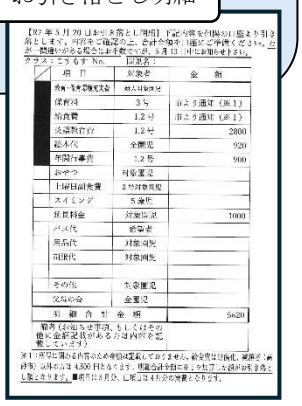

【R7 年 5 月 20 日お引き落とし明細】下記内容を御確認の上、誤より引き落としします。内容をご確認のこと。金額が毎月一定でご事情ください。万一、間違いがある場合は非常でです。5 月 31 日以前に御申出せきません。
クラス：こすもす No.　　園児名：

項目	対象者	金額
教育・保育施設利用料	利用時間区分	
保育料	3号	市より通知（※1）
給食費	1,2号	市より通知（※1）
法定教育分	1,2号	2800
給食代	全園児	920
年間行事費	1,2号	900
おやつ	対象園児	
土曜日副食費	2号2日園児	
スイミング	5歳児	
延長料金	対象園児	1000
バス代	乗車者	
用品代	対象園児	
制服代	対象園児	
その他	対象園児	
交通応分	全園児	
引落合計金額		5620

（預金（お引き落とし）、もしくはその他に金銭授受があるものは内容を記載しています）
※1：保育に関する費用の支給額は変動しておりません。給食費は月極め、補助金（給食費）の場合は 4,500 円となります。現金払は金額に応じた分、ご入金されない場合は未納とさせます。■表示は当月分、□表示は翌月分の実費となります。

よくある間違い例

例、５月お引き落とし明細にて延長料金（4 月ご利用分）1,000 円を集金している場合

（請求書の利用年月欄）　（正）４月　1000 円

（誤）５月　1000 円

お引き落とし明細の下部に【■項目は○月分、□項目は○月分の実費となります。】という記載がありますのでご確認下さい。

新２号とは、各市において預かり保育料の無償化のために「保育の必要性の認定」を受けた方のことです。但し、園の生活におきましては１号園児扱いとなります。園の預かり保育を利用する場合は、園へ預かり保育申込書をご提出下さい。土曜日、休園日、長期休み等に登園される場合は、お弁当、おやつをご持参下さい。また園での預かり保育は基本的に就労の方が対象となります。